

令和2年3月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和2年3月6日（金）午前9時30分より、臼杵市役所 野津庁舎3階会議室において、会長が3月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 疋田 忠公 会長

2番 堀 京子 委員 3番 内藤 康弘 委員 5番 平山 勝丈 委員 6番 佐藤 幸子 委員

7番 柳井 博之 委員 9番 陶山 秀明 委員 10番 小橋 勇二 委員 11番 中野 定重 委員

欠席委員

4番 藤嶋 祐美 委員 8番 城野 幸司 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 首藤 英二 主幹

付議議案

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第18号 非農地証明願いについて

議案第19号 農用地利用集積計画の決定について

議案第20号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、疋田会長にお願い致します。

会 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。まず、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は4番 藤嶋 委員、8番 城野 委員が欠席となっており、出席数は10名となります。
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号10番 小橋 勇二委員と、議席番号11番 中野 定重委員に議事録署名をお願い致します。
ただいまから議案審議に入ります。
議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 1ページをお開きください。
議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和2年3月6日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次のページです。

番号 1、田 498 m² について、耕地の拡張のため、所有権を移転するものです。

番号 2、田 1,211 m² について、耕地の拡張のため、所有権を移転するものです。

番号 3、畑 406 m² 外 1 筆 合計 779 m² について、耕地の拡張のため、所有権を移転するものです。

番号 4、畑 472 m² について、農業者年金受給のために使用貸借権を設定するものです。

番号 5、畑 115 m² を、耕地の拡張のため、所有権を移転するものです。

番号 6、田 2,674 m² 外 1 筆 合計 4,178 m² を、耕地の拡張のため、所有権移転をするものです。

以上 3 条申請 6 件については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。2 月 21 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3 条申請 6 件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

佐藤幸 委員 おはようございます。私、佐藤より、2 月 21 日に実施しました議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の申請地は、売買により所有権を取得するものです。申請地は 1 筆の田で、現在水稲が栽培されています。許可後も引き続き水稲の栽培を行う予定です。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の申請地は、売買により所有権を取得するものです。申請地は1筆の田で、現在水稻が栽培されています。許可後も引き続き水稻の栽培を行う予定です。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号3の申請地は、売買により所有権を取得するものです。申請地は2筆の田となっており、現在水稻が栽培されています。許可後も引き続き水稻の栽培を行う予定です。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号4の申請地は、使用貸借権を設定するものです。申請地は1筆の田になっており、現在水稻が栽培されています。許可後も引き続き水稻の栽培を行う予定です。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号5の申請地は、売買により所有権を取得するものです。申請地は1筆の畑で、現在果樹が栽培されています。許可後も引き続き果樹の栽培を行う予定です。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号6の申請地は、売買により所有権を取得するものです。申請地は2筆の田で、現在水稻とニラが栽培されています。許可後も引き続き水稻とニラの栽培を行う予定です。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれ

それぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請6件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、推進委員さんより報告をお願い致します。第7地区の遠藤推進委員さん。

遠 藤 第7地区推進委員の遠藤です。

推進委員 番号1の申請地は、売買により所有権を取得するものです。許可後も引き続き水稻の栽培を行うとのことです。特に問題はないと思われま
す。

番号2の申請地は、売買により所有権を取得するものです。許可後も引き続き水稻の栽培を行うとのことです。特に問題はないと思われま
す。

議 長 続いて、第1地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第1地区推進委員の玉田です。番号5の申請地は、売買により所有権を取得するものです。許可後も引き続き果樹の栽培を行うということ
推進委員 で、特に問題はないと思われま

議 長 第18地区の北迫推進委員さん。

北 迫 第18地区推進委員の北迫です。番号6の申請地は、売買により所有権を取得するものです。すでに水稻とニラの栽培を行っており、特に問題
推進委員 はないと思われま

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明及び報告をお願い致します。

次 長 6 ページとなります。

議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法第 4 条第 1 項の規定により農地を農地以外のものにするため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 2 年 3 月 6 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 次のページです。

番号 1、畑 2,799 m² について、土壌改善のため表土を赤土に変えるものです。農振農用地区域内農地です。

以上 4 条申請 1 件については、立地基準及び一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 4 条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

以上 4 条申請 1 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

佐藤幸 私、佐藤より、2月21日に実施しました議案第16号、農地法4条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリスト
委 員 と併せて報告します。

番号1は、農地の改良のために一時転用を行うものです。申請地は1筆の畑で、くぼ地を解消するために外部より土を搬入するとともに、天地返しを行うものです。

審査項目の立地基準①については該当し、②については農用地区域内農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、4条申請1件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きます。地元の推進委員さんより報告をお願い致します。第17地区の新名推進委員さん。

新 名 第17地区推進委員の新名です。番号1は、農地の改良のために土の搬入や天地返しを行うものです。特に問題はないと思われ
推進委員

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

小 橋 この天地返しについてですが、ここは地区に入る私道でして、ダンプ等が入れば、軽四自動車や乗用車が離合するのに非常に困るような道路
副会長 です。なので、期間がどのくらいの長さかということと、農道を通るので、交通安全等の対策、農道のコンクリートが割れたときにどのような処置をとるのかなどの詳しい説明をお願い致します。

首 藤 説明させていただきます。

主 幹 今回の転用についてですが、工期は4月1日から12月20日となっております。その他については、申請書や添付書類に、安全確保等については特に記述はありませんが、許可の際にこちらから指示として、それにすることは可能だとは思いますが、以上です。

小 橋 工期についてですが、約 3,000 m²に対して、3mくらいの土を動かすのではないかと思います。今回は 9 か月間の工期をとっていますよね。そうしたときに、地区の生活道路であり、農業者が畑を耕作していますが、9 か月間もダンプが出入りすれば、農作業等に非常に支障をきたす部分があると考えられます。通常の天地返しなら 2 か月くらいでできると思いますが、申請の際、どのくらいだったら地域に迷惑をかけないかを考えないといけないと思います。せめて 6 か月以内にはなんとかしてほしいと思います。

次 長 申請では 12 月 20 日までとしていますが、農業者のためにこのような天地返しをするということと、この総会で 6 か月が妥当ということであれば、県に申請する前に、申請書及び計画書等を再度検討していただいて、県には意見書として提出していただくような形をとりたいと思います。

議 長 地元の新名推進委員さんはどうですか。

新 名 この件については、申請者の方と話したのですが、小橋さんが言った生活道路ということにつきましては、私も不慣れで気付きませんでした。推進委員 そこが陥没する恐れがあるのではないかとということで、小橋さんの言う通りだと思います。申請者によると、くぼ地があるということで、そこはすり鉢のような畑になってどうしても根菜類ができにくいということをお願いをしたと聞いていました。ただ、私も期間が長いのではないかと考えておりましたので、もう少し短縮できるものなら短縮してもらいたいと考えております。以上です。

議 長 今、委員さんからは「工期が長すぎる」という意見があり、「6 か月ではどうだろう」という意見が出ました。そういうことで、農業委員会としては「6 か月でできないか」ということでよろしいですか。

—異議なし—

議 長 この件につきましては、「6 か月」（工期の期間）ということで、申請者側に事務局から通達をしてもらいたいと思います。その他に質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定致しました。

次に、議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明及び報告をお願い致します。

次 長 9 ページとなります。

議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により農地を農地以外のものにすると同時に、所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 2 年 3 月 6 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 次のページです。

議案説明の前に、11 ページの番号 5 番については、急きょ申請者より取下げの依頼がありましたので審議の前に報告します。尚、差し替えの議案書をお手元に配布しておりますのでご了承願います。

それでは、説明致します。

番号 1、畑 396 m² について、所有権の移転を行い、一般住宅を建設するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 2、田 938 m² 外 1 筆 合計 953 m² について、所有権の移転を行い、宅地造成用地にするものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 3、畑 179 m² について、所有権の移転を行い、倉庫用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号4、田 10㎡ について、所有権の移転を行い、進入路用地として利用するものです。農地の区分は3種農地となります。尚この案件についてはすでに進入路用地として利用しているため追認案件となります。

以上、5条申請4件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請4件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

佐藤幸 私、佐藤より、2月21日に実施しました議案第17号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1は、所有権を取得し、一般住宅用地として利用するものです。申請地は1筆の畑で、現在は草刈等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2は所有権を取得し、宅地造成用地として利用するものです。申請地は2筆の畑になっており、現在は草刈等により管理されているほか、自家用の果樹が栽培されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号3は、所有権を取得し、倉庫用地として利用するものです。申請地は1筆の畑で、現在は草刈等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号4は、所有権を取得し、進入路用地として利用するものです。申請地は平成10年ごろから進入路の一部として使用されており、この件については申請者から始末書も提出されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請4件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きます、地元の推進委員さんより報告をお願いいたします。第1地区の玉田推進委員さん。

玉田 第1地区推進委員の玉田です。番号2と3について報告致します。

推進委員 番号2は、所有権を取得し、宅地造成用地として利用するものです。申請地は現在草刈等により管理されているほか、自家用の果樹が栽培されています。周囲は住宅地であり、周辺の農業への影響はないと思われま

す。番号3は、所有権を取得し、倉庫用地として利用するものです。申請地の周囲は市街地であり、周囲には他の農地もないことから、特に問題はないと思われま

す。議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定致しました。次に議案第 18 号 非農地証明願いについて、事務局より説明および報告をお願い致します。

次長 14 ページとなります。

議案第 18 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 2 年 3 月 6 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次のページです。

番号 1、畑 232 ㎡ の土地については、平成 2 年 11 月に農地法 5 条の転用許可を受けている土地となります。

番号 2、田 108 ㎡ 外 2 筆 合計 1,188 ㎡ の土地については、昭和 43 年 12 月、昭和 45 年 12 月にそれぞれ農地法 4 条の転用許可を受けている土地となります。

番号 3、田 416 ㎡ の土地については、平成 18 年 5 月に農地法 4 条の転用許可を受けている土地となります。

次にチェックリストと合わせて説明します。

番号 1 については、②の転用目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。

番号 2 についても、②の転用目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。

番号 3 についても、②の転用目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。

以上、非農地証明願 3 件について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。
これより議案第 18 号 非農地証明願いについて採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 18 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。
次に議案第 19 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 17 ページとなります。
議案第 19 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。
令和 2 年 3 月 6 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 別冊の農用地利用集積計画（第 3 号）「令和 2 年 3 月 6 日公告予定」です。
1 ページをご覧ください。
この利用権設定集計表は令和 2 年 2 月末までに申し出がありました臼杵市全体の集計表であります。主なものについてご説明します。
中段に利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しています。
新規、再設定の合計で申し上げます。田については、63,585 m² 76 筆です。畑については、28,009 m² 20 筆です。合計面積は 91,594 m² 96 筆です。
次に貸手、借手ですが、貸し手が 33 名に対しまして、借り手は 16 名となります。
2 ページ以降については臼杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となります。

以上、簡単ではございますが、令和2年3月6日公告予定の農用地利用集積計画（第3号）について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第19号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。
よって、議案第19号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。
次に、議案第20号 農用地利用配分計画案の意見聴収について、事務局より説明をお願い致します。

次長 18ページです。
議案第20号 農用地利用配分計画案の意見聴収について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。
令和2年3月6日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次長 別冊の農用地利用配分計画案で説明します。
1ページから4ページを一括で説明します。田、48筆 合計面積 34,670㎡ を、配分するものです。
次に6ページをご覧ください。畑、1筆 3,507㎡ を、配分するものです。

次に7、8ページをご覧ください。畑、13筆 合計13,907㎡ を、配分するものです。
以上、3件の配分計画について、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第20号 農用地利用配分計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 —「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。
よって、議案第20号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定致しました。
以上で、本総会の議案はすべて終了致しました。ありがとうございました。